

# コーポレート・ガバナンス報告書

2026年5月21日

会社名 株式会社不動産流通システム  
代表者名 代表取締役社長 深谷 十三  
問合せ先 取締役管理本部長 定森 健治  
TEL (03)6281-8402  
URL <https://www.reds.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、上場により広く社会からの監視と信頼のもとで事業活動を行う「パブリックカンパニー」となることを十分に認識しております。株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たし、透明性の高い経営と適時・適切な情報開示を徹底することにより、社会的責任を全うしてまいります。

また、金融商品取引法や東京証券取引所の各種規則をはじめとする証券市場の制度趣旨を深く理解し、上場企業として必要な情報開示体制および内部統制体制を整備のうえ、法令遵守を徹底して経営を遂行してまいります。さらに、企業価値の持続的向上の観点から、コーポレート・ガバナンスの重要性を強く認識し、取締役会の機能強化、監査体制の充実、ならびに社外の視点の積極的な導入を通じて、健全かつ透明な経営体制の構築・維持に努めます。法令遵守は経営の大前提であり、事業継続の根幹であるとの自覚のもと、全社的なコンプライアンス意識を醸成するとともに、違反の未然防止と早期対応を可能とする体制を確立し、誠実な企業活動を徹底してまいります。

また、当社は不動産仲介業に関する豊富な経験と知見を活かし、業界特性や市場環境に精通したうえで、自社の強みと課題を的確に把握し、中長期的な視点から持続的成長を実現する戦略的経営を推進してまいります。加えて、役員および従業員との強固な信頼関係を基盤に、組織の一体感と健全な風土を育んできたことを踏まえ、今後も相互信頼に基づく円滑なコミュニケーションと協働体制を重視し、組織全体で企業価値向上に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	該当ありません。
-----------	----------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
深谷 十三	101,000	83.96
(株)ヒノキヤグループ	19,300	16.04

支配株主名	深谷 十三
-------	-------

親会社名	該当ありません。
親会社の上場取引所	—

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	該当ありません。

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社は、支配株主である代表取締役社長との間で取引を行う場合には、当社及び少数株主の利益が不当に害されることのないよう、以下の方針に基づき対応いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支配株主との取引については、その必要性及び合理性を十分に検討するとともに、取引条件については、第三者との同種取引における一般的な取引条件と比較する等により、その公正性及び妥当性を確保いたします。</li> <li>2. 当該取引の実施にあたっては、支配株主が取引当事者となることを踏まえ、利害関係を有しない取締役による審議・承認を経ることとし、意思決定プロセスの客観性及び透明性の確保に努めます。</li> <li>3. 重要性の高い取引については、取締役会において取引内容、取引条件及び当社への影響について十分な説明を行い、慎重な審議を行うものとします。</li> <li>4. 支配株主との取引の状況については、法令及び取引所規則に基づき、適切な開示を行うとともに、監査役による継続的なモニタリングを通じて少数株主の利益保護に努めます。</li> </ol>
---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。
----------

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	1年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していません。
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	該当ありません。
----------------------------	----------

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していません。
定款上の監査役の数	3名以内
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社は大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、オリエント監査法と「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。</p> <p>また、監査役設置会社として監査役が年間監査計画に基づき、取締役の業務の執行状況について監査を行うとともに、取締役会などの重要会議に出席し、意見を述べることにより、経営の実効性を高めることに努めております。</p> <p>さらに、内部監査室は、年間内部監査計画に基づき、各部門の業務監査及び特命監査を行っております。監査役、会計監査人及び内部監査室は、適宜、情報連携を図りながら、それぞれの担当分野における監査の実効性を高めております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任していません。
------------	-----------

【独立役員関係】

独立役員の数	無し
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当ありません。
----------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していません。
---------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明

該当ありません。

ストックオプションの付与対象者

該当ありません。

該当項目に関する補足説明

該当ありません。

#### 【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示は行っておりません。

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

有り

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬額は取締役会で決議しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役はおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役(うち社外取締役0名)で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

### ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

### ハ. 会計監査

当社は、オリエント監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12

月期において監査を執行した公認会計士は神戸宏明氏、吉田岳仙氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

### ニ. 内部監査室

当社は、内部監査の主管部署として1名で構成する内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務の適法性および効率性を検証し、内部統制システムの有効性を評価しております。監査は定期的に計画に基づき実施され、業務運営の改善点を抽出するとともに、コンプライアンス意識の浸透状況を確認しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に対して報告書および改善提案書として報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。また、監査役および会計監査人とも適切に情報共有を行い、相互に連携を図ることにより、監査の実効性を高めております。

### ホ. 経営企画会議

当社は、経営判断の高度化と意思決定プロセスの透明性を確保するため、取締役・各本部長を構成員とし、内部監査担当者と監査役がオブザーバーとして参加する経営企画会議を設置しております。経営企画会議は法的な決議機関ではありませんが原則として毎週月曜日に開催し、取締役会の付議事項や重要な経営課題について議論を行います。これにより、当社は取締役会の監督機能を補完するとともに、経営の健全性・透明性を一層高めることを目指しております。なお、経営企画会議の意見は取締役会での審議に適切に反映される体制を整えております。

### ヘ. コンプライアンス委員会

当社は、企業における法令遵守や企業倫理の徹底を目的としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では社内の不正防止、リスク管理、内部通報への対応などを審議・監督し、健全な企業運営を支えます。委員は役員や外部専門家を含む場合もあり、経営陣から独立した視点で問題を検証し、改善策を提言します。これにより、企業の信頼性向上とガバナンス強化を図る重要な役割を担っております。

### ト. 顧問弁護士

当社は、法的助言やトラブル予防を目的に顧問弁護士と継続的な契約を結んでおります。契約書の確認、労務・取引・不動産などの法的リスクの検討、紛争発生時の対応助言などを日常的に行い、経営判断の法的裏付けをサポートします。社内の担当者と連携しながら、企業が法令遵守を徹底し、問題を未然に防ぐ体制づくりに寄与することで、経営の安定と信頼性向上に貢献しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、現状のコーポレート・ガバナンス体制が当社にとって最適と考えているためです。

## Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主や投資家の皆様へ当社の情報を開示するにあたっては、金融商品取引法などの関連諸法令や東京証券取引所の適時開示規則に則った、公平・公正な情報開示を心がけます。また、開示を要する情報に該当しない場合でも、投資意思決定に資すると当社が判断した情報については、タイムリーかつ積極的な開示に努めます。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき課題と考えております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現段階では考えておりません。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社WEB サイト上にIR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報等を掲載する予定です	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部管理部を担当部署としております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題としておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時行う方針です。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。

現状においても、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

##### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

###### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

###### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」を制定することにより、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

#### V. その他

##### 1. 買収防衛策導入の有無

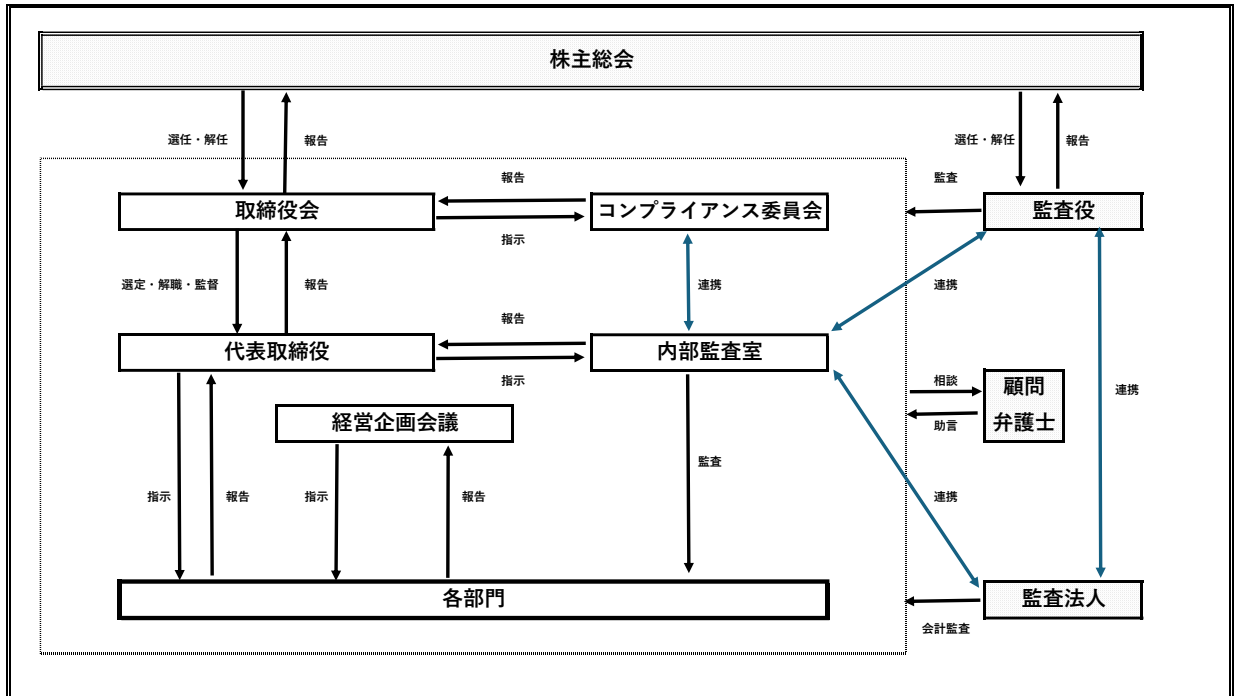
買収防衛策導入	該当ありません。
---------	----------

##### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

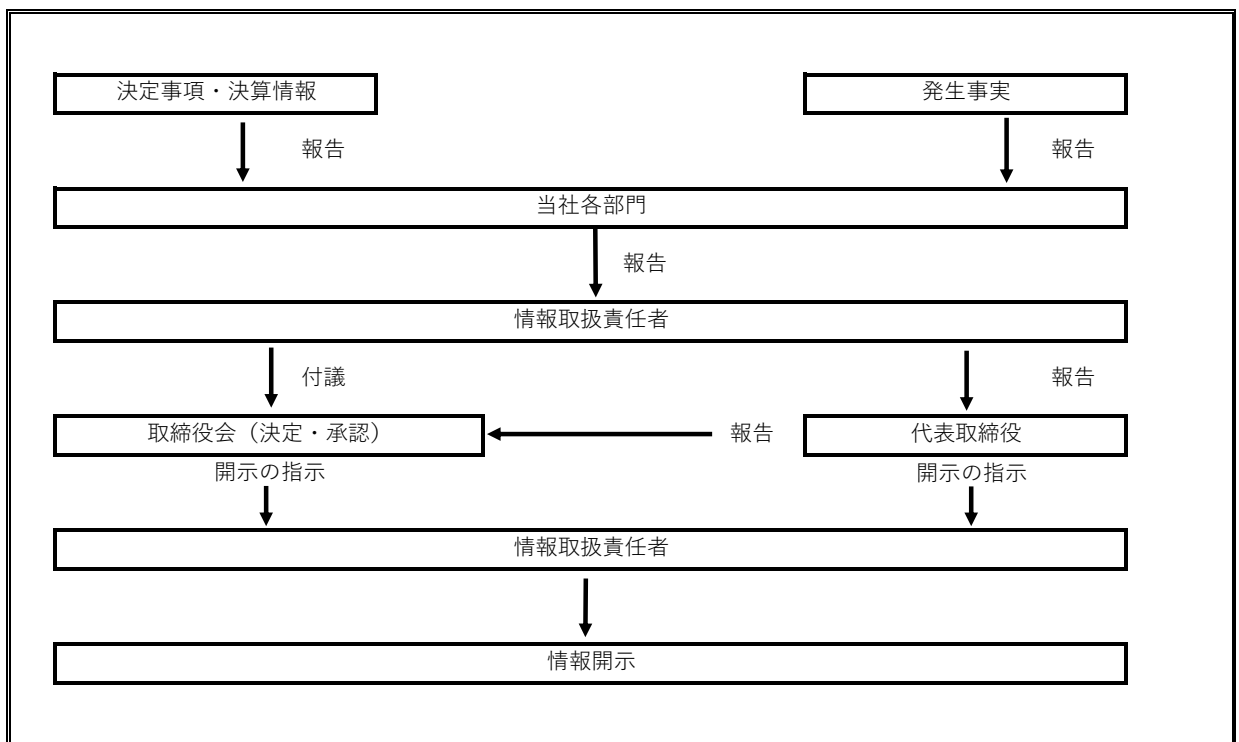
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は次項の図のとおりであります。

【参考資料】

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制（模式図）



以上